

写

平成 28 年 度

工 事 監 査 結 果 報 告 書

裾 野 市 監 査 委 員

裾 監 第 53 号

平成 29 年 2 月 22 日

裾野市長 高 村 謙 二 様

裾野市議会議長 二 見 榮 一 様

裾野市監査委員 齊 藤 武 男

裾野市監査委員 増 田 喜代子

工事監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、平成 28 年度工事監査を執行したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

平成 28 年度工事監査結果報告書

第 1 監査対象

平成 28 年度国庫補助事業 裾野都市計画事業 裾野駅西土地区画整理事業
(都) 平松新道線道路築造工事 (その 1)

第 2 所管部署

建設部区画整理課

第 3 監査の期間

平成 28 年 12 月 2 日～平成 29 年 2 月 15 日

第 4 監査方法

対象工事に係る計画、設計、契約、施工等が法令等に準拠し、適切かつ効果的に執行されているか工事関係書類を審査するとともに、工事現場の現地調査を行った。

なお、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会と工事監査技術調査業務委託契約を締結し、技術士の派遣を求め実施した。

第 5 監査の結果

工事の計画、設計、契約、施工等の各段階における実施状況は、おおむね適正と認められた。

第 6 監査意見

技術士からの工事監査技術報告書において、改善・指導等を助言された個々の事項に留意され、工事の実施にあたっては適正な執行に努力すること。また、今回の工事監査での指導事項等について、今後の工事関連事業において、改善されることを望む。

なお、技術士から報告された調査書の概要は、次のとおりである。

第7 調査所見

まえがき

本工事の調査は、裾野市監査委員の要請に基づき、工事監査に伴う技術調査として、技術的側面から対象工事の調査及び聞き取り調査を実施し、工事の問題点の把握、分析をすることで、工事監査時の参考資料に供することを目的として報告書をまとめたものである。

1. 技術調査の概要

1.1 調査の目的

本調査は、専門技術者の立場から主として、当該工事に係る a. 事業の目的、b. 計画、c. 設計、d. 積算、e. 契約、f. 施工、g. 設計変更、h. 検査・監理、i. 現場施工に関する事項に対して調査を実施し、これらの諸事項に係る妥当性、公正性、適正性、経済性、公平性等の確認を行うことを目的としたものである。

1.2 調査実施日 平成29年1月19日（木）

1.3 調査場所 市役所5階第2委員会室及び工事現場
(工事現場：裾野市 平松 地内)

1.4 調査方法

工事調査は、1.1 調査目的に記した a～i に関する事前質問書への回答を基に、以下の調査を実施した。

- ①所管課長による区画整理事業計画及び当該工事概要の説明
- ②計画、設計、特記仕様書及び設計書の調査
- ③契約手続きの調査
- ④材料承認手続き及び購入材料管理の調査
- ⑤特記仕様書と施工計画書の整合性についての調査
- ⑥市街地工事における施工管理状況の調査
 - ・仮歩道の維持管理状況
 - ・現場掲示物の調査
 - ・施工状況の確認
- ⑦工事写真の調査
- ⑧その他

以上の項目について、担当監督員、それぞれの担当者及び現場代理人から聞き取り調査を行ったものである。

1.5 工事概要

1.5.1 工事件名 平成28年度 国庫補助事業 裾野都市計画事業
裾野駅西土地区画整理事業（都）平松新道線道路
築造工事（その1）

1.5.2 工事場所 裾野市 平松 地内

1.5.3 発注者 裾野市

1.5.4 事業所管課 区画整理課

1.5.5 工事担当課 区画整理課

1.5.6 工事内容

施工延長	L=87.25m
擁壁工	L=64.71m
ボックスカルバート（600×600）	L=51.67m
プレキャストU型側溝（PU2・300A）	L=30.95m
アスファルト舗装工（車道）	A=137.27 m ²
アスファルト舗装工（歩道）	A=264.61 m ²

1.5.7 受注者 有限会社秋山土建

1.5.8 契約金額 ¥17,766,000-（消費税込）

1.5.9 工期 平成28年11月4日～平成29年3月10日

1.5.10 進捗率 計画10% 実施5%（平成28年12月末日）

2. 技術調査における所見

2.1 事業目的について

2.1.1 上位都市計画事業の目的

商業・居住環境、交通機能と防災面など多くの問題を抱えている裾野駅周辺地区において、都市計画道路、区画道路網、公園、水路等の公共施設の整備改善を面的に行い、宅地の利用増進を図り、豊かな自然と魅力的な環境を備えた市民の交流拠点を創造し、裾野市の玄関口にふさわしい中心市街地を形成することを目的としている。

2.1.2 事業計画の現状と完成予定

本事業は、平成 15 年 2 月 17 日に公告されている。その後平成 19 年 4 月に第 1 回の変更が行われ、平成 28 年 3 月に第 2 回変更が行われている。完成予定は、平成 41 年度末を予定している。

2.1.3 平松新道線の位置付け

駅前広場を中心に東西軸として裾野停車場線、駅西プロムナード線（市道）があり、南北軸として平松新道線が交差している。また、平松新道線は主要な幹線道路として、車両の通過交通が比較的多いため、歩行者の安全確保を優先した計画となっている。

2.2 計画について

（都）平松新道線道路築造工事（その 1）（以下、「当該工事」という。）は、平成 21 年度の仮換地指定に基づき建築移転等により生じた、施行者管理地上に公共施設となる都市計画道路平松新道線の一部を築造するものである。

2.2.1 起工手続きについて

当該工事は、平成 28 年度予算書に基づく計画及び裾野市工事発注計画書により、適正に行われていることを支出負担行為伺書により確認した。また、契約額 2 千万円以下の場合は部長決裁となることについても確認した。

2.2.2 関連工事相互間の調整について

平成 19 年度において、静岡県沼津土木事務所、静岡県公安委員会、市役所建設管理課等と計画協議を実施していること、また、平成 28 年度当初において、市上下水道課、静岡ガス、電線管理者と工事調整会議を実施していることについて記録で確認した。

2.2.3 地元住民に対する事前説明について

区画整理事業に対する住民説明会を開催しているほか、権利者への戸別訪問を実施し、

事業に関する説明を行っていることについて記録により確認した。

2.3 設計について

2.3.1 工事コスト縮減について

事業見直しにより、初期費用の縮減を実施している。具体的なコスト削減策は、歩道において当初計画していたインターロッキング舗装を取りやめ、脱色性カラー舗装で透水性舗装に変更することにより、経済性と共に環境面にも配慮していることは適切であり妥当である。

2.3.2 事業目的との対比について

当該事業は、防災機能の強化、環境への配慮及び景観の向上等に配慮する策として、電線地中化、道路植栽の設置等を設計に取り入れていること等から事業目的に適合しており妥当である。

2.3.3 設計基準等について

設計に使用した基準書等について調査した。

「静岡県土木工事標準仕様書」、「道路設計要領」、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」、「道路構造令の解説と運用」、「道路土工（擁壁工指針、カルバート指針、排水工指針）」、「道路照明施設設置基準」、「排水性舗装技術指針」は、いずれも最新版を基に設計が行われており妥当である。

2.3.4 法令の適合性について

当該工事の設計は、「区画整理法」、「道路法」、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）」を参照し実施されていることを確認した。妥当な設計である。

2.3.5 特記仕様書について

特記仕様書は、一般事項について明示されている。しかし、当該工事は、契約金額の小さな工事であるが、市街地における道路工事であるので、第三者事故防止及び迷惑行為防止等について明示し、受注者に係ることが起こらないように注意喚起を図ることが望ましい。また、同書「1. 適用範囲において」は、「2.3.3 設計基準等について」の項で述べた各種基準類を記載し、受注者の参考とすることが望ましい。

2.4 積算について

2.4.1 積算基準等について

積算に使用した基準書等について調査した。

「静岡県土木工事標準積算基準書」、「静岡県建設資材等価格表」、「公共工事設計労務単価表」、「一般社団法人日本機械化施工協会 建設機械等損料表」、「積算資料」、「建設物価」は、いずれも最新版を基に積算が行われており妥当である。

2.4.2 価格表にない設計単価の決定方法について

①「積算資料」及び「建設物価」を使用して設計単価を決定する場合において、両者同一単価の場合はそのまま採用し、異なる場合は両者の平均値を採用しているのが妥当である。

②業者見積りにより設計単価を決定する場合は、5社より見積りを徴収し、3社の最頻値を採用することを基本にしている。また、最頻値がない場合は、5社の平均値を採用している。

記録を調査し、妥当であることを確認した。

2.4.3 設計書について

設計書に一式計上されているものがないことを確認した。また、数量、金額、積算根拠等については、改算者によりチェックが行われ正確性を確保していることを確認し妥当である。

2.4.4 工期の算定について

工期の算定は、標準工期算定式を基準に算定しているのが妥当である。

2.5 契約について

2.5.1 入札及び落札について

裾野市契約規則第7条に基づき、制限付一般競争入札として行われた。主な条件は、本・支店が裾野市であること、土木Aランクであることとしている。これにより入札が行われ、2者が応札しこのうち1者は最低制限価格を下回ったため失格となり1者のみとなった。資格条件等を審査した結果当該受注者に決定している。設計価格と予定価格は同じ金額18,237,960円（消費税込）であり、落札金額は17,766,000円（消費税込）、落札率は97.41%であった。関係記録を調査した結果妥当である。

2.5.2 契約について

契約書には、契約金額に応じて1万円の印紙が貼付され消印されている。契約保証は、契約金額の10%を東日本建設業保証株式会社が保証する保証書が提出されている。前払い金保証は、前払金額の40%を東日本建設業保証株式会社が保証する保証書が提出されている。契約約款第48条に記載されている火災保険等については、三井住友海上

の賠償責任保険証券（ビジネスプロテクター（建設業用））の証券の写しが提出されている。以上についてそれぞれ調査し適正であることを確認した。

2.5.3 監督職員決定通知書について

監督員を決定し、受注者に通知（平成28年11月2日付）していることを確認した。

2.5.4 現場代理人及び主任技術者届について

現場代理人及び主任技術者届は、適切に提出されていることを確認した。

2.6 施工について

2.6.1 工事施工に関する諸官庁への手続きについて

交差点の改良に関する道路法95条の2第1項に基づく通知書、建設工事に係る資材の資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）11条に関する通知書（県知事宛）及び県道詳細設計協議書（平成20年6月25日付け応諾）（県知事宛）が行われていることを確認した。

2.6.2 購入材料の材料承認願提出について

購入資材は、ほぼ全体にわたって材料承認願が提出され、提出日ごとに整備されていることを確認した。

2.6.3 施工計画書について

施工計画書は、発注者が発行している設計図書等を精査し、どのように構造物を安全に構築するか受注者が施工管理手順を表明するものである。したがって、形式的に体裁が整っていれば受理して良いというものではなく、発注者の意図を理解して施工するプロセスが示されているか確認する必要がある。

当該工事の施工計画書を調査したが、特記仕様書及び静岡県土木工事標準仕様書等で要求している事項に対し、不足していると考えられる点を以下に示すので、今後施工計画書を受理する際に活かしていただきたい。

①「特記仕様書第6条(2)」には、舗装施工管理技術者（（財）道路保全技術センターによる資格）、または3年以上の舗装工事实務経験を有する技術者で、当該受注者と恒常的な雇用関係にある者を専任で配置することとなっているが施工計画書P5「3.現場組織表」に有資格者氏名が記載されていないので、記載する必要がある。

②P16「8.施工管理」において、現施工計画書では4つの管理（工程管理、出来形管理、品質管理及び写真管理）が示されているが、「材料管理」方法が記載されていない。前述（2.6.2 購入資材の材料承認願提出について）した承認願は受理され、納入された資材に対する立会検査も実施されていることは妥当であるが、検査で合格

した資材を保管・管理する具体的方策が記載されていないので「資材管理」として記載する必要がある。特に、重機に当てられて一部が破損すること、泥が飛散して汚れること、資材が転落・落下して作業員や工事用車両に被害を及ぼすこと等を防止するため、以下の管理方法を参考にされたい。

ア、材料は台木の上に置くこと

イ、シート等の覆いをかけること

ウ、「(都)平松新道線道路改築工事(その1)資材置場」と掲示し、バリケード等で通路と明確に仕切ること

参考：当日の現地調査時の資材置き場は、前記アの項目は実施されていることを確認した。

2.6.4 工事写真管理について

工事写真は、工事の初期であるため多くの写真を調査することはできなかったが、現段階における写真が撮影され、整理されていることを確認した。

2.6.5 第三者災害防止について

P6 「4.安全管理 (3)」及びP18「10.交通管理」において、作業中及び作業終了後の現場内への一般車の立入禁止措置に関すること及び現場内交通安全対策について述べられているが、中心市街地の工事として第三者への配慮が不足している。例えば、歩道の維持管理の現状は、砕石が路面に浮いているため踏みつけて足首の捻挫を起こす可能性があること、バリケード及びガードロープが曲がっていて見苦しいこと等があげられる。通行者の身になって考え、設置し、維持管理することが重要である。

2.6.6 工程管理について

工事の進捗状況は、若干遅れている(計画：10%、実際進捗：5%(平成28年12月末)ものの、今後計画を超える進捗が期待できるとのことであり特に問題ない。

2.7 設計変更について

現段階で設計変更は無く、今後も発生しないとの説明を受けた。

2.8 検査・監理について

2.8.1 工事監理について

工事監理は、自主監理で行っていることを確認した。

2.8.2 主要資材の入荷時検査について

受注者から提出された材料検査願により、遅滞なく行われていることを、段階確認簿

で確認した。

2.8.3 段階確認は、工事写真に監督員の立会い状況が撮影されており、適切に実施されていることを確認した。

2.8.4 工事写真について

工事写真については、前述（2.6.4 工事写真管理について）したとおりであるが、現段階において、工事写真の協議が行われていないとのことであるので、写真の目的に対する構図、鮮明度及び写真の説明等についての改善点の有無について話し合っておくことが重要である。写真は、撮影のタイミングを外してしまうと取り返しがつかないので、今後早急に話し合い、両者で確認していただきたい。

2.9 現場施工について

2.9.1 現場掲示物について

現場掲示物は、労災保険関係成立票、建設業の許可票（下請を含む）、施工体系図及び建設業退職金共済事務受託者証が掲示板に適正に掲示されていることを確認した。

2.9.2 構築物と設計図書等との対比について

現場構築物は、設計図書に基づいて施工されている（形状等について）ことを目視により確認した。

2.9.3 埋戻し材の品質について

構造物の埋め戻し材料は、現場発生土を使用する設計となっている。現場内に仮置きされている発生土には、少量であるが、玉石やコンクリートの塊が混入していることが確認できる。今後構造物の埋め戻しを施工する際は、これらの異物を確実に取り除き、埋め戻し・転圧を適切に行っていただきたい。

3. 技術調査結果の総合的所見

今回の技術調査は当該工事の調査に提示された a. 事業の目的、b. 計画、c. 設計、d. 積算、e. 契約、f. 施工、g. 設計変更、h. 検査・監理、i. 現場施工に関する書類及びこれらに対する聞き取り調査を実施した。また、現地において掲示物、施工状況、工事写真の調査及び聞き取り調査を実施した。これらの調査において、大きな指摘事項はないと判断した。しかし、改善することが望ましい事項が見られるので、それぞれの項目で詳細を記載しているので、できるだけ早く対応していただきたいと考えている。

むすび

おわりに、今回の技術調査は、工事初期の段階における調査であり、調査範囲から得られた結果について判断したものである。市民からあずかっている貴重な公金を、公正に、効果的に使用されるよう、今後も適切な監理を要望する。

また、平成29年3月10日の工事竣工に向かって無災害で竣工することを願っている。